

直ちに「取調べ全過程の録画（可視化）」制度が実現されることを求める決議

2007（平成19）年、鹿児島志布志事件、富山氷見事件など、虚偽自白を因とする冤罪事件の存在が明らかとなった。2008（平成20）年になっても、大阪地裁所長襲撃事件の保護処分取消決定や同成人事件の無罪判決、宇都宮知的障害者国賠訴訟の損害賠償認容判決などが相次いでいる。我が国の刑事司法の事実認定は、捜査段階において、事後的にさえ客観的・直接的な検証をなしえない「密室取調べ」で作成された被疑者の自白調書に強く依存し、その作成過程は「客観的資料」にもとづいて検証されえない。それゆえ、捜査官の「強制、拷問もしくは脅迫」による違法・不当な取調べが誘発され、虚偽の自白による多くの冤罪を生んできたのである。1980年代に明らかとされた死刑再審無罪四事件によって当然克服されていなければならない課題が21世紀の今日なお歴然と存在している。

この課題を改革するため、近畿弁護士会連合会、そして、日本弁護士連合会は、人権擁護大会などにおいて、「取調べ全過程の録画・録音による取調べ可視化を求める」決議を繰り返し、被疑者の取調べの全過程の録画・録音（すなわち、可視化）を強く求めてきた。また、国際人権（自由権）規約委員会、国際法曹協会（IBA）、国連拷問禁止委員会といった機関は、日本政府に対し、取調べを可視化すべき旨を繰り返し勧告してきた。

かような情勢のなかで、最高検察庁は、2006（平成18）年8月以降、被疑者取調べの一部につき録画試行を行い（以下これを「一部録画試行」という）2008（平成20）年3月、一部録画試行を「任意性立証に有用」などと「評価」し、これをもって裁判員裁判の実施を迎える旨を明らかにしている。また、同月、警察庁も、検察庁と同様に、一部録画試行を行うことを公表している。

しかし、一部録画試行では、自白調書の記載をなぞる取調べのみが録画されるだけで、肝腎の検証すべき自白調書の供述記載に至る取調べ状況・経過が闇に包まれたままとなる。これでは、違法・不当な取調べの問題点を何ら除去できない。かえって、自白場面のみを一部録画することは、取調べ状況の事実認定を誤らせる危険性が高い。裁判員制度下でも、その危険性は同様であり、しかも、一部録画試行のままで、自白の任意性・信用性をめぐって長時間にわたる証人調べが行われることとなれば、裁判員の負担も過重なものとなり、裁判員制度自体が機能しがたくなるおそれさえ生ずる。かように、一部録画試行には、致命的欠陥がある。

また、国家公安委員会は、2008（平成20）年4月、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則を定めた。しかし、警察内部組織による監督の実効性には根本的な疑問がある。これもまた、一部録画試行と同様の致命的欠陥を抱えている。なお、同月、「警察捜査における取調べの適正化に関する有識者懇談会」が「緊急提言」なるものを公表したが、取調べの機能を強調する提言は、およそ評価するに耐えない。

他方、裁判員制度をひかえ、裁判官の側からも任意性の審理の在り様の見直しを求める

見解が公表され、実際にも、2007（平成19）年には、取調べ状況についての的確な「客観的資料」による証明がないことを理由とし、あるいは、一部録画DVDの存在のみで他に検察官が立証をしようとしないうとして任意性の疑いが明らかであるなどとして、自白調書の取調べ請求を却下する裁判例も相次いで見られるようになってきている。さらに、証拠開示の領域でも、取調べの備忘録を開示の対象とするなど（最決平成19年12月25日など）、裁判所の判断資料として、「客観的資料」の重要性は極めて高いものになっている。その端的な方法が、取調べ全過程を録画すること、すなわち、可視化であることはいうまでもない。裁判員裁判の実施まで一年足らずとなった今こそ、直ちに可視化を実現すべきときである。よって、

- 1 国は、直ちに、被疑者取調べの全過程を録画・録音し、これを欠くときは、証拠能力を否定する法律を整備すること
- 2 検事総長、警察庁長官は、各捜査機関の捜査実務において、被疑者又は弁護人が被疑者取調べの可視化を求めたときには、即時に被疑者取調べ「全過程」の録画を実施すること
- 3 各裁判官は、可視化なくして任意性の立証責任は果たされえないとの観点を踏まえ厳格に任意性判断をするべきこと

を求める。と同時に、各弁護士に対して、個々の弁護実践において捜査機関に対し強く可視化を求め、かつ、可視化のない状況下で作成された調書の供述記載には任意性に疑いが生じるとの観点で弁護活動を行なうことを呼びかけ、そのことが、被疑者・被告人に対する誠実義務を尽くす弁護活動であることを改めて確認し、被疑者取調べ全過程の録画制度、すなわち、可視化制度を直ちに実現させるため、全力を挙げて取り組んでいくことを決意する。

以上のとおり、決議する。

2008年（平成20年）5月27日
大 阪 弁 護 士 会

提 案 理 由

1 虚偽自白による冤罪事件

2007(平成19)年1月、富山県下の強姦及び強姦未遂事件(以下「富山氷見事件」という)において、無実の者が虚偽の自白を強いられた結果、有罪判決を受け、刑に服していたことが判明し、同年2月、富山地方検察庁は、再審請求をし、同年10月10日、富山地方裁判所高岡支部は、再審無罪判決を言い渡した(確定)。また、同年2月23日には、鹿児島地方裁判所により、鹿児島県下の公職選挙法違反事件(以下「鹿児島志布志事件」という)につき、12名(13名の者が起訴されたが、1名は公判中に死亡)の被告人全員に対する無罪判決が言い渡された(確定)。この鹿児島志布志事件においては、強圧的、誘導的な取調べにより12名の被告人中、実に6名もの被告人が虚偽の自白をしていた。2008(平成20)年になっても、大阪地裁所長襲撃事件の保護処分取消決定(成人事件の「再審無罪」に当たる。但し、検察官が不服申立中)や同成人事件の無罪判決、あるいは、宇都宮知的障害者国賠訴訟の損害賠償認容判決などが相次いでいる。

これらの事件では、いずれも、全く無実の人々が虚偽自白をさせられたものである。とりわけ、富山氷見事件においては、虚偽自白を真正な自白として有罪判決がなされ、実際に服役まで強いられるに至っている。偶々真犯人が見つかったことから、無実の者が有罪判決を受けていたことが判明したのであり、このことは、事後的にさえ客観的・直接的に検証できない「密室での取調べ」によって得られた自白が存在する以上、真犯人が判明するなどしなければ、冤罪が明らかにならなかったことを示している。さらに同様の事例としては、宇和島で起こった窃盗被告事件を挙げることができる。

2 虚偽自白の防止のために

これらの事件が明らかにした事実は、いずれも特殊なできごとではない。これらの虚偽自白獲得のために違法・不当な取調べが横行している事実は、すでに、1980年代に死刑再審無罪四事件をはじめ幾多の冤罪事件、取調室での人権侵害事例によって、繰り返し明らかにされ、かつ、実証されてきた事実であり、わが国の密室での取調べが抱えている本質的かつ致命的な欠陥は、これらの事件・事例を通じて、すでに白日の下にさらされていた。21世紀の今日にあって当然克服されていなければならない刑事司法の課題がなお歴然と存在しているのであり、今なお、虚偽自白による冤罪が暗数として多数存在するであろうことは否定の余地がない。

このような刑事司法の現状を改革するため、近畿弁護士会連合会は既に2000(平成12)年12月1日の第21回人権擁護大会において「取調全過程の録画・録音による取調可視化を求める」決議をし、被疑者の取調べの全過程録画・録音による取調べの可視化を強く求め、2007(平成19)年11月30日の第28回近畿弁護士会連合会大会でも同旨の決議をした。日本弁護士連合会においても同様に、2003(平成15)年10

月17日の第46回人権擁護大会において、その旨の決議がなされ、2007(平成19)年5月25日の定期総会においても、その旨決議しているところである。

制度自体の改革なくして、捜査機関に、わが国の取調べが抱えている本質的かつ致命的な欠陥を是正することはおよそ期待できない。当該欠陥を是正する唯一の手段、それは、取調べの全過程を録画・録音する制度を確立すること、すなわち、取調べの可視化の制度化において他にはないのである。

3 国際的潮流について

過去には、世界の多くの国で、密室での取調べがなされていた。しかし、冤罪事件や取調べの中での人権侵害事例により、密室での取調べの抱える本質的かつ致命的な欠陥が明らかになるにつれて、多くの国が、取調べの可視化に踏み切った。1980年代の半ばにイギリスで開始されたのをはじめとして、アメリカ等欧米諸国ばかりでなく、近隣アジア諸国地域においても、香港、台湾では取調べの全部の録画・録音が法制化されている。韓国では、取調べへの弁護士立会が法制化されるとともに、調書の証拠能力と連動するかたちで、取調べの「全過程」を録画・録音する旨の刑事訴訟法の改正がなされ、この改正法は2008(平成20)年1月1日から施行されている。

日本政府に対し、国際人権(自由権)規約委員会は、1998(平成10)年11月、「警察の留置場すなわち代用監獄における被疑者の取調べが厳格に監視され、また、電气的な方法により記録されること」、すなわち取調べの録画・録音を強く勧告し、国際法曹協会(IBA)は、2003(平成15)年12月に、「警察および検察庁の行う取調べ全過程を録画または録音する電磁記録制度を導入するという日弁連の提案を支持する」旨提言し、国連拷問禁止委員会も、2007(平成19)年5月、「締約国は、警察ないし代用監獄における被拘禁者の取調べが、全取調べの電子的記録及びビデオ録画、取調べ中の弁護士へのアクセス及び弁護人の取調べ立会といった方法により体系的に監視され、かつ、記録は刑事裁判において利用可能となることを確実にすべきである」との勧告を行っている。

以上のように、取調べの全過程を録画・録音するのが、国際的潮流である。

被疑者取調べの可視化は、国際人権法、憲法、刑事訴訟法の上からも、被疑者の権利として構成される。直ちに制度としても実現されなければならない。

4 一部録画試行の実施や警察庁の監督規則などの方針について

2006(平成18)年5月9日、法務・検察当局は、裁判員制度の対象となる殺人などの重大事件に絞って、検察官による被疑者取調べの様子を録音・録画することを発表し、同年8月以降検察官が「必要と認めた」事件について、「任意性立証のため必要かつ相当」と判断した部分のみを録画する一部録画試行を開始し、最高検は、2008(平成20)年3月末にその検証結果を発表するに至っている。

その検証結果によれば、裁判員制度の対象となる重大な殺傷事件など170件について一部録画試行が実施され、このうち裁判で自白の任意性が争われたのは3件で、これらの事件では一部録画・録音のDVDが証拠として提出され、同DVDが法廷で再生されたが、うち1件では、録画された取調べ映像を根拠に「検察官が供述を押しつけた疑いがある」と任意性が否定されたとされている。検察庁はさらに、一部録画の範囲を裁判員対象事件に拡大し、全国の検察庁で一部録画試行を実施する方向であるとしている。

また、国家公安委員会は、2008（平成20）年3月、取調べ適正化のための監督に関する規則（以下「監督規則」という）を定めた。監督規則では、全国の警察本部に「監督官」「巡察官」「調査官」の3ポストを新設して、これら3者によるチェック体制を柱とし、被疑者の人権に配慮し、所属長の許可がない長時間や深夜の取調べ、被疑者の身体への接触、一定の姿勢の要求などの直接、間接の有形力の行使その他7類型が監督対象行為される一方、監督官は、取調室の様子をマジックミラーで見たり、取調べ状況報告書を読んだりして取調べ状況を日常的に確認し、問題行為があれば、取調べの中止を含む厳しい措置を取らせる権限が与えられるとされ、各警察本部の監督部署に配置される巡察官は、監督官によるチェックが適正に機能しているかどうかを随時確認し、問題が認められた場合は、捜査主任官らに取調べ中止などを求める権限が与えられるとされている。さらに、2008（平成20）年3月、警察庁も、検察庁と同様に、被疑者取調べについて一部録画試行を実施すると発表した。

5 監督規則の問題点

しかし、上記の警察における監督規則は、警察内部組織による取調べの監督にすぎず、その実効性には多大な疑問がある。それは、取調べの全過程の録画、すなわち可視化にはおよそ及ぶべくもない。

まず、監督規則で創設される監督官・巡察官・調査官とこれを含む組織は、弁護士をはじめとする警察外部者によって行われるものではない。全く内部の監督にすぎない。また、代用監獄問題を機に、警察では捜査と留置の分離という形で対応しているとされているが、長時間や深夜に及ぶ取調べが行われても留置担当者がこれを牽制するといった機能を果たしたという報告には接しないところであり、警察での過酷な取調べ、違法・不当な取調べを防止する根本的な解決を見るに至っていない。現に、福岡県内で起こった殺人・非現住物放火事件（福岡地裁小倉支部2008年3月5日判決）において、留置場の同房者を利用して被疑者の事件に関する留置場内での「犯行告白」を報告させ、これを取調べで利用し自白を迫るといった捜査手法が明るみになっている。捜査と留置の分離はなされているものの、同じ警察組織内部での職務分担にすぎないといわざるをえず、そのような方法の有効性・実効性には根本的な疑問があると言って過言でない。

そして、監督規則によっても、それによる組織のあり方と相まって、検証すべき自白調書作成に至る取調べ状況は闇に包まれたままであることに何ら変わりはない。監督規則は、

結局、違法・不当な取調べの問題点を何ら除去できず、かえって、これをカムフラージュする機能を有するという致命的欠陥を抱えているというべきである。なお、同月、「警察捜査における取調べの適正化に関する有識者懇談会」が「緊急提言」なるものを公表しているが、取調べの機能を強調する、その提言は、およそ評価するに耐えない。

6 一部録画試行の致命的欠陥

さらに、一部録画試行には、以下のとおり致命的な欠陥がある。すなわち、一部録画試行は、「任意性の効果的・効率的な立証のため必要性が認められる事件」を捜査官が選定し、かつ、捜査官が相当と認めた部分のみを対象としている。

しかし、捜査官が対象事件及び部分を選別して録画・録音するのであれば、捜査官の裁量によって、恣意的運用がなされる。捜査官は、任意性に疑いが生じてしまうと判断すれば、録画・録音の対象事件としないということになろうし、結局、自白調書の供述記載の生成過程は一切明らかとならない。録画されない場面での違法・不当な取調べの可能性は除去されようもないのである。実際、一部録画試行では、作成された自白調書の供述記載を確認する過程のみが録画・録音されており、その作成に至る取調べ状況は、対象とされていないのである。

取調べを行う者が、いつ、どのような部分について録画・録音をするかの裁量権があるというのでは、取調べの適正化を図ることはできない。と同時に、任意性・信用性の審理においても、これでは結局のところ、迅速かつ的確な任意性・信用性立証は果たされない。これは致命的な欠陥というほかなく、ほんとうの解決を図るには、取調べの全過程を録画、すなわち可視化しかない。このことは火を見るよりも明らかである。

7 現情勢について

上記のとおり、警察における監督規則の実施や一部録画試行には様々な問題がある。内部的な監督や取調べの一部分のみを録画するだけでは、取調べの適正化は果たされない。また、供述の任意性・信用性の担保としても、およそ意味をなさないと言わざるを得ない。かえって、録画されていない段階で暴行・脅迫や利益誘導等の違法・不当な取調べが行われ、その影響を強く受けた被疑者が虚偽の自白に至ることがあるという現実を直視すると、一部録画は、本質的に、取調べ状況の事実認定を誤らせる危険性を孕む。

ところで、かような情勢のもとにあって、任意性の審理の在り様の見直しを求める声が裁判官の側からも発せられている。すなわち、「任意性が争われた場合については、刑訴規則198条の4の趣旨にのっとり迅速かつ的確に立証してもらう必要があり、そのような立証がされない場合には、これまでのように水掛け論的な証拠調べにいたずらに時間を費やすべきではない」とされ、さらに、「少なくない数の研究員から、これまでの実務の在りようについて、任意性を比較的緩やかに認めた上で、信用性の観点からの吟味に力を置いてきた面がないとはいえない」という認識を前提に、裁判員制度の下でこのような運

用を続けた場合には、裁判員がその自白調書で心証をとってしまうおそれもあるから、今後は、任意性のレベルできちんと勝負をつけていく必要があるとの指摘や今後は、明らかに被告人の主張が排斥できる場合を除き、客観的な証拠が提示されない場合には、任意性に疑いがあるとして却下する場面が増えていくのではないかという意見が述べられた」という研究発表がなされた（今崎幸彦「共同研究『裁判員制度導入と刑事裁判』の概要」判例タイムス1188号163頁以下）。規則198条の4は、その制定経過に照らしても、取調べ状況は録画・録音という客観的証拠の提示なければ立証責任を果たしたことになるという趣旨で捉えられ、運用されるべき条文というべきである。

そして、実際にも、2007（平成19）年には、取調べ状況についての的確な客観的資料による証明がないことを理由とし、あるいは、一部録画DVDの存在のみで他に検察官が立証をしようとしないうして任意性の疑いは明らかであるなどとして、自白調書の任意性が否定された裁判例も相次いで見られるようになってきている。さらに、証拠開示の領域でも、取調官の備忘録を開示の対象とするなど（最高決平成19年12月25日など）、裁判所の判断資料としても、取調べにおける「客観的資料」の重要性は高まっている。その端的な方法が、取調べ状況の全過程を録画することであることはいまでもない。

8 刑事司法上のその他の課題について

さらに、我が国の刑事司法において、人質司法、代用監獄という根本問題が存在していることを指摘しておかねばならない。

鹿児島志布志事件の判決は、「自白した方が早期に釈放されるとの認識の下、早期の釈放を期待して、否認から自白に転じ、その後もその自白を維持したことが如実にうかがえる。本件のように、法定刑が比較的 low、有罪になっても、罰金刑かせいぜい執行猶予付きの懲役刑になる可能性が高いと見込まれる場合、身柄拘束を受ける被疑者・被告人にとって、刑事責任を負うかどうかよりも、身柄拘束がいつまで続くのかの方が、はるかに切実な問題となるのは至極当然である。このような状況においては、被疑者が早期に釈放されることを期待して、たとえ虚偽であっても、取調官に迎合し自白に転じる誘因が強く働くと考えられる」などと指摘している。

そもそも、捜査機関である警察自らが24時間身体を管理する代用監獄が、それ自体自白強要の圧力となる。国際人権（自由権）規約委員会の前記見解は、日本政府に対し、代用監獄の廃止と起訴前勾留の改革について勧告している。しかし、監獄法の改正作業の過程で設置された「未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議」の提言では、代用監獄問題は、「刑事手続全体との関連の中で検討すべき」課題として先送りされ、2006（平成18）年6月に成立した「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律」の審議過程で、衆参両議院法務委員会は、刑事司法全体が大きな変革の時代を迎えていることなどを踏まえて、刑事司法制度の在り方を検討する際には、取調べを含む捜査の在り方について検討するとともに、代用刑事施設制度の在り方についても、刑事手続全体との関

連の中で検討すべきこととの附帯決議を行っているところである。

9 弁護実践について

そこで、当会は、代用監獄の廃止及び人質司法の打破を訴えるとともに、刑事司法改革の最優先課題として、裁判員裁判の実施を一年足らず後にひかえた今こそ、直ちに、取調べの全過程の録画制度、すなわち、可視化を実現すべきときであることを確認し、そのための弁護実践を提唱することとする。

すなわち、我々弁護士は、個々の弁護実践において、可視化を求めていくとともに、可視化のない状況での調書作成は任意性に疑いが生じるとの観点で弁護活動を行なうこととし、そのことこそが、被疑者・被告人への誠実義務を尽くす弁護であることを肝に銘じるべきである。これとともに、今こそ法曹三者を含む関係者の一層の協力・尽力が必要である。

10 まとめに入れて

当会は、国に対し、直ちに、被疑者取調べの全過程を録画・録音し、これを欠くときは、証拠能力を否定する法律を整備することを求める。あわせて、検事総長、警察庁長官に対し、各捜査機関の捜査実務において、被疑者又は弁護人が可視化を求めたときは、即時に被疑者取調べ全過程の録画を実施するよう指導を徹底することを求める。さらに、各裁判官に対しては、任意性審理・立証について可視化なかりせば任意性の立証なしとの観点を踏まえ厳格に任意性判断をするべきことを求める。

そして、当会は、被疑者取調べ全過程の録画、すなわち、可視化の実現のため、会として全力を挙げて取り組むとともに、可視化実現に向けて、個々の会員が、被疑者・被告人の権利・利益のために、可視化を求め、かつ、可視化されていない取調べで作られる調書の供述記載の任意性を積極的に争い、検察官をして、可視化なき取調べではもはや任意性は担保し得ないとの自覚を促し、裁判官をして、そのような判断をスタンダードなものとするよう説得すべく、積極的な弁護実践を行っていくよう呼びかけるものである。

以上を、決議する。

以 上